

ご利用の手引き

資金名	事業応援貸付（SDGs支援貸付）																																						
目的	中小企業者が行うSDGsの取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する																																						
融資対象者	県内で事業を営む中小企業者等で、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた者 [その他のポイント①②③]																																						
資金使途	設備資金及び運転資金 [その他のポイント④]																																						
借換	既往融資の借り換えには利用不可																																						
融資条件	利率	年1.35%（固定）			期間	15年以内（うち据置2年以内）																																	
	限度額	1企業・1組合 2.8億円			預託	あり																																	
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）																																					
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）																																					
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減） [その他のポイント⑤]																																					
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）																																					
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる																																					
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会																																					
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）																																						
添付書類	② 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類																																						
融資フロー	<p style="text-align: center;">【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント⑥]</p>																																						
その他のポイント	① 認証区分（スタンダードステージ、アドバンスステージ、ゴールドステージ）は問いません。なお、「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」への登録のみでは本貸付は対象になりません。（「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の登録企業は、保証協会のSDGs支援保証「ステップ」が利用可能です）																																						
	② 認証書に記載の認証期間内に融資申込を行う必要があります。なお、融資申込日時点で認証期間内であればよく、返済するまでの間、認証を更新する義務を負うものではありません。																																						
	③ 「ひょうご産業SDGs認証事業」の詳細については、公益財団法人ひょうご産業活性化センターのホームページをご確認ください。																																						
	④ SDGsに関連する用途か否かを問わず、設備資金及び運転資金全般にご利用可能です。																																						
⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）																																							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減後</td> <td>1.52%</td> <td>1.40%</td> <td>1.24%</td> <td>1.08%</td> <td>0.92%</td> <td>0.80%</td> <td>0.64%</td> <td>0.48%</td> <td>0.36%</td> </tr> </tbody> </table>										保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																														
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																														
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%																														
⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）																																							